

【疑義解釈その１】 抜粋

○医療 DX 推進体制整備加算

問 17 医療DX推進体制整備加算の施設基準において、「医療DX推進の体制に 関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用し て診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示して いること。」とされており、アからウまでの事項が示されているが、アから ウまでの事項は別々に掲示する必要があるか。また、掲示内容について、参考にするものはあるか。

（答）まとめて掲示しても差し支えない。また、掲示内容については、以下の URL に示す様式を参考にされたい。

周知素材について（これらのポスターは医療 DX 推進体制整備加算の掲示に関する施設基準を満たします。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

○生活習慣病管理料

問 133 生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）に、外来管理加算の費用は含まれる ものとされているが、生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定した月に おいて、当該算定日とは別日に、当該保険医療機関において、生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定した患者に対して診療を行った場合に、外来管理加算を算定することは可能か。

（答）外来管理加算の算定要件を満たせば可能。

問 138 生活習慣病管理料（Ⅱ）について、「区分番号B001－3に掲げる「生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定した日の属する月から起算して6月以内の期間においては、生活習慣病管理料（Ⅱ）は、算定できない。」こととされているが、令和6年度診療報酬改定前の生活習慣病管理料についての取扱い 如何。

（答）令和6年度診療報酬改定前の生活習慣病管理料を算定した時期にかかわらず、生活習慣病管理料（Ⅱ）が算定できる。

問 139 生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、療養計画書を患者に交付することが算定要件とされているが、令和6年度診療報酬改定前の生活習慣病管理料において療養計画書を患者に交付していた場合、令和6年6月以降の療養計画書の取扱い如何。

（答）この場合、別紙様式9の2又はこれに準じた様式の療養計画書を作成することとするが令和6年度診療報酬改定前の様式を引き続き用いて差し支えない。

問 144 地域包括診療加算、地域包括診療料、生活習慣病管理料（Ⅰ）、生活習慣病管理料（Ⅱ）の施設基準において、「患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。」について、院内の見やすい場所に掲示していることが求められているが、具体的にどのような内容を掲示すればよいか。

（答）当該保険医療機関において、患者の状態に応じ、・28日以上 of 長期の投薬が可能であること ・リフィル処方箋を交付することのいずれの対応も可能であることを掲示すること。なお、具体的な掲示 内容としてはポスター（※）を活用しても差し支えない。

（※）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39295.html に掲載

○ベースアップ評価料

問 6 ベースアップ評価料において、賃金の改善については、算定開始月から実施する必要があるか。

（答）原則算定開始月から賃金改善を実施し、算定する月においては実施する必要がある。なお、令和 6 年 4 月より賃金の改善を行った保険医療機関又は訪問看護ステーションについては、令和 6 年 4 月以降の賃金の改善分についても、当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよい。ただし、届出時点において「賃金改善計画書」の作成を行っているものの、条例の改正が必要であること等やむを得ない理由により算定開始月からの賃金改善が実施困難な場合は、令和 6 年 12 月までに算定開始月まで遡及して賃金改善を実施する場合に限り、算定開始月から賃金改善を実施したものとみなすことができる。

問 23 看護職員処遇改善評価料及び入院ベースアップ評価料において、「延べ入院患者数」については、どのように算出するのか。

（答）延べ入院患者数は、第 1 節入院基本料、第 3 節特定入院料又は第 4 節 短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料 1 を除く。）を算定している患者を対象として、毎日 24 時現在で当該保険医療機関に入院していた患者の延べ数を計上する。ただし、退院日は延べ入院患者数に含め、また、入院日に退院又は死亡した患者も延べ入院患者数に含める。

問 24 問 23 について、自由診療や労災保険による患者について、「延べ入院患者数」に計上するのか。

（答）自由診療の患者については、計上しない。公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。

【疑義解釈その3】抜粋

問7 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日事務連絡）別添2の問12において、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料の対象職員として派遣職員など、医療機関又は訪問看護ステーションに直接雇用されていないものを含むとしているが、どのような方法で当該職員の賃上げを行えばよいか。

（答）例えば派遣職員については、保険医療機関から派遣会社に支払う派遣料金の増額等により、派遣会社が派遣職員へ支払う給与を増額すること。